

2020年12月14日

日本公認会計士協会
会長 手塚正彦

令和3年度税制改正大綱に関する会長コメント

去る12月10日に公表された自由民主党及び公明党の「令和3年度税制改正大綱」（以下「与党大綱」といいます。）では、デフレ脱却と経済再生を確かなものにしていくため、ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生、デジタルトランスフォーメーションやカーボンニュートラルの実現、中小企業の支援など広範な税制の見直しが議論されております。当協会では、従来から近時の社会情勢に鑑み、あるべき税制について中期的な観点から「税制の在り方に関する提言」を、税制の構造的問題に関する政策的要望と税制の個別具体的な要望として各年度の「税制改正意見・要望書」を公表するとともに、特に本年は、新型コロナウイルス感染症による未曾有の事態に対して「緊急事態解除宣言後の復興税制に関する要望」を公表し（以下、これらを総称して「改正要望書等」といいます。）、我が国経済社会の維持・発展に貢献するために、中立的な立場から、税制に対する提言や要望を行ってまいりました。

与党大綱では、ウィズコロナ・ポストコロナの新たな社会作りに向け、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設、研究開発税制の拡充、賃上げ税制及び所得拡大促進税制に係る新規雇用者に着目した要件見直し、繰越欠損金の控除上限の特例の創設、株式対価M&Aを促進するための措置の創設等の多くの対策が講じられることとされました。これらはいずれも、コロナ禍における経済再生という点で当協会がこれまで改正要望書等において要望事項としてきたことと方向性を一にするものです。

また、当協会の改正要望書等における要望事項のうち、消費課税では消費税の課税売上割合に準ずる割合の承認制度の見直し、資産課税では事業承継税制における役員就任要件等の緩和、国際課税及び納税環境整備では国内に金融機関口座を持たない外国法人及び非居住者が国外から直接納税可能となる仕組みの拡充について、所要の措置が講じられることが与党大綱において明らかにされました。

当協会は、与党大綱の検討課題において、金融所得課税の更なる一体化や小規模企業等に係る税制のあり方などの検討事項として掲げられていることを含め、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会を作り、改めてデフレ脱却と経済再生を確かなものにする税制に関し、引き続き、税務を含む会計全般の専門家たる公認会計士の団体として、積極的に意見発信してまいります。

以 上